

## 誠之小学校ツイッター運用規定

平成24年3月6日作成

- 一. ツイッターの運用の際は、その公共性の高さを考慮し、配信は校長の指示に従うものとする。
- 二. 個人へのフォロー及びリプライは、行なわないものとする。また、文京区公式ツイッターなどの公的機関又はそれに準ずる機関のフォローは必要に応じて行って良いこととする。
- 三. 個人名の記載や個人が特定される顔写真等は、犯罪防止をはじめ、当該子どもやその家庭等が不利益を被らないようにする観点から原則禁止とし、掲載する場合には特に配慮を行い、関係者の同意を得るものとする。
- 四. 学校教育効果等の観点から外部者のツイート内容を紹介（公式リツイート）することができる。また、外部者のツイート内容を紹介しそれにコメントする場合は、ツイート内容をコピー&ペースト（非公式リツイート）で紹介する。
- 五. この他、著作権、肖像権に関わる事項は、ホームページの取り扱いと同様とする。